

財団法人浜松市フラワー・フルーツパーク公社寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人浜松市フラワー・フルーツパーク公社（以下「公社」という。）という。

(事務所)

第2条 公社の事務所は、静岡県浜松市西区舘山寺町195番地におく。

(目的)

第3条 公社は、市民の自然に対する理解を深め、快適な市民生活及び青少年の健康と情操のかん養並びに市民の憩いの場の提供等都市機能の増大を図るとともに、花き及び果樹の園芸振興の拠点を形成し、もって市民の福祉増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 花き類及び果樹類の栽培展示
- (2) 観賞、散策及び研修用の施設の運営管理
- (3) 花き及び果樹の栽培技術の指導
- (4) 花き及び果樹の優良種苗の生産及び配布
- (5) 浜松市が設置する公の施設の管理、運営及びその他の業務の受託に関すること
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 公社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 公社の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公社の設立に際し基本財産として指定された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 公社の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、静岡県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 公社の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 公社の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その事業年度の開始する日の2日前までに理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、収支決算及び財産目録)

第12条 公社の事業報告、収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2月以内に理事会の承認を得なければならない。

(剰余金)

第13条 毎事業年度において決算に当たり剰余金を生じたときは、理事会の議決により、その全部若しくは一部を翌年度に繰り越し、又は基本財産に繰り入れるものとする。

(長期借入金)

第14条 公社が資金の借入をしようとするときは、返済期限が1年未満の短期借入金を除き、あらかじめ、その旨を静岡県知事に届け出るとともに、理事会の承認を得なければならない。

第3章 役員及び職員

(役員)

第15条 会社に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 常務理事 1人
- (5) 理事(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む。) 13人以上16人以内
- (6) 評議員 13人以上16人以内
- (7) 監事 3人

(役員を選任)

第16条 理事長は、浜松市長が指名した者をもって充てる。

- 2 理事長を除く理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 3 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 4 評議員は、理事会において選任する。
- 5 理事、評議員及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第17条 理事長は、会社を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、理事長及び副理事長とともに事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長がともに欠けたときはその職務を行う。
- 4 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 6 評議員は、評議員会を構成する。
- 7 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、評議員会(評議員にあっては、理事会。次項において同じ。)において、4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、あらかじめその旨を通知するとともに、解任の議決を行う評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第20条 会社に、顧問若干人を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験を有する者のうちから理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要事項について理事長の諮問に応じる。

(事務局)

第21条 会社の事務を処理するため、会社に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

(会議の種別)

第22条 会社の会議は、理事会及び評議員会とする。

(会議の構成)

第23条 理事会は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他の理事をもって構成する。

- 2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(会議の権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会社の運営に関する重要事項を議決する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて必要な事項を審議するとともに、必要に応じて会社に関する重要事項に関し、理事長に意見を述べるることができる。
- 3 理事会において、第7条、第11条、第12条及び第31条から第33条までに規定する事項を議決する場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(会議の開催)

第25条 理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。
- 2 評議員会は、次の場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 評議員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求

があったとき。

(3) 監事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第26条 会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1項第2号の場合には請求があった日から20日以内に理事会を、同条第2項第2号及び第3号の場合には請求があった日から20日以内に評議員会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも5日前までに、構成員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(会議の定足数)

第28条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第29条 会議の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前条、前項及び次条第1項第3号の規定の適用については、これを出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名、評議員会にあってはその評議員会に出席した評議員の数

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した構成員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、静岡県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第32条 公社は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、静岡県知事の許可があったときに解散する。

(残余財産の処分)

第33条 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、静岡県知事の許可を得て、浜松市に寄附する。

第6章 雑則

(委任)

第34条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は第16条第1項の規定にかかわらず、昭和45年3月31日までとする。

2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条及び第21条第1項第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和45年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為を変更する規程は、静岡県知事の認可を受けた日（昭和44年12月9日）から施行する。

附 則

この寄附行為を変更する規程は、静岡県知事の認可を受けた日（昭和45年5月19日）から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、静岡県知事の認可の日（昭和58年6月30日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この寄附行為施行の際、現に変更前の寄附行為第14条に基づき選任されている役員の任期は、変更後の寄附行為第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この変更後、最初に委嘱する役員の任期は、第16条第1項本文の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。

附 則

- 1 この変更は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この変更の際現に役員である者は、その者の当該役員としての残任期間に限り、変更後の第16条の規定により役員に選任されたものとみなす。

附 則

この変更は、平成17年4月13日から施行する。

附 則

この変更は、平成19年4月1日から施行する。